主要国際保育系学会等への若手会員派遣支援について

一般社団法人 日本保育学会
国際交流委員会

規約

本学会会員が海外における保育学系の学会等に参加することを促すために、日本保育学会は次の条件で募集を行う。

（趣旨）
日本の保育学研究の進展に優秀な若手研究者の研究を支援すべく、日本保育学会の支援により、学会員を対象とした海外派遣を行う。

１） 1名につき20万円を配分の上限額として、各年度3期に分けそれぞれ1名程度とする（合計3名程度）。
応募は12月～3月（4月審査）、4月～7月（8月審査）、8月～11月（12月審査）とする。

２） 参加先の学会等は申請者が決め、研究発表を行うことを義務づける。なお、研究発表とは、口頭発表、ポスター発表、シンポジウムやワークショップ等の話題提供等とする。

３） 申請者は、以下の３つの事項のいずれかに該当する者とする。複数の項目に該当する場合は、申請書に記載する。
・40歳未満（申請時）
・大学院（修士課程、博士課程）在学中のもの（「休学中」は除く）
・修士、博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除き修士、博士の学位取得後８年未満となる者

４） 申請書は国際交流委員会により審査を行う。

５） 採択された申請者は、学会等終了後、速やかに活動及び収支の報告書を提出すること。収支の報告は別途定める書式により行うものとする。また研究発表内容と成果を、会報等にて報告すること。

６） 申請書様式、必要書類については別に定める。発表が受理される前の申請、ならびに学会発表後の申請は認めない。

７） 事前に申請した海外渡航等が変更又は中止となった場合は、速やかに学会事務局に連絡すること。また、状況に応じて給付額の一部又は全額を返納すること。

８） 一度選出された者は、申請不可である。

９） 申請者は、当該年度に学会費を払っていなければならない。

2024年（令和6年）2月24日　一部改訂
2026年（令和8年）9月26日　一部改訂　（2026年12月申請から適用）